⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十二　自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科に従事していること。
②　血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準
①　血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
④　当直体制が整備されていること。
⑤　緊急手術体制が整備されていること。
⑥　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑧　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
⑪　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十三　自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科に従事していること。
②　血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準
①　血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
④　当直体制が整備されていること。
⑤　緊急手術体制が整備されていること。
⑥　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑧　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
⑪　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十四　ＥＢウイルス感染症迅速診断（リアルタイムＰＣＲ法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ＥＢウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
②　総合内科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準
①　内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　当該療養について症例を実施していること。

六十五　内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限る。）又は骨盤リンパ節腫瘍（泌尿器がんから転移したものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準
①　泌尿器科を標榜していること。
②　麻酔科標榜医が配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。